

## 大津町宿泊税検討委員会傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、大津町宿泊税検討委員会（以下、「検討会議」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴手続)

第2条 検討委員会の傍聴を希望する者は、会議の開始30分前から会議の開始予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入した上で、係員の指示に従い会場に入るものとする。

2 傍聴の受付は、先着順に定員に達するまで行う。

### (傍聴（公開）の対象)

第3条 検討委員会の会議は、公開を原則とし、大津町宿泊税検討委員会設置条例（令和7年条例第15号。以下「設置条例」という。）第7条第2項に該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とする。

2 前項について、会議の途中において、設置条例第7条第2項に該当する場合は、委員長が傍聴人の退場を命ずることができる。

### (傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の傍聴にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画又は録音を行わないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会場において、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼツケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) 委員長及び事務局職員の指示に従い、その他会議の支障となる行為をしないこと。

(会場の秩序維持)

第5条 傍聴人が、前条の規定に違反したときは、委員長が退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、令和7年7月24日から施行する。